

社会福祉法人福岡市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等に関する規則

(平成29年規則第8号)

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、事業団職員の身分を有する者以外で、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 事業団は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 福岡市職員及び事業団職員の身分を有する者に対しては、この規則に規定する報酬等は支給しない。
- 3 役員及び評議員から、報酬の支給を受けない旨の申出があった場合は、報酬を支給しないことができる。

(報酬等の額の総額)

第4条 理事の報酬等の総額は、各会計年度につき1,000万円以内とする。

- 2 監事の報酬の総額は、各会計年度につき30万円以内とする。
- 3 評議員の報酬の総額は、定款第8条で定める金額の範囲内とする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤理事の報酬等は、次の各号による報酬等の区分により定める額とする。

- (1) 報酬 別表1に定める額とする。
 - (2) 期末手当 福岡市特別職職員の給与に関する条例（昭和27年福岡市条例第7号）第4条の規定を準用する。
- 2 非常勤役員の報酬は、別表2に定める額とする。
 - 3 評議員の報酬は、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、社会福祉法人福岡

市社会福祉事業団職員給与規則第7条の規定に準じて支給)

(2) 期末手当 毎年6月及び12月

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 事業団は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員の決議によって行う。

附 則 (平成29年規則第8号)

- 1 この規則は平成29年6月20日から施行する。
- 2 昭和57年4月1日制定の社会福祉法人福岡市社会福祉事業団役員の報酬等に関する規則 (昭和57年規則第4号) は、この規則の実施をもって廃止する。

別表第1 (常勤理事の報酬)

役職名	月額
理事長	580,000円

別表第2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	11,000円

(2) 監事

	日額
理事会等会議への出席	11,000円
監事監査実施のための出勤	30,000円

別表第3 (評議員の報酬)

	日額
評議員会等会議への出席	11,000円